

監第671号  
土技第454号  
平成29年10月31日

土木部各課（室）長  
各広域本部土木部長  
各地域振興局土木部長  
土木部各出先機関長 } 様

監理課長  
土木技術管理課長

熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱い  
について（通知）

このことについて、平成29年10月31日付け土技第453号「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について（通知）」に関して、入札手続き等の段階に応じ、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、上記通知による補正係数の適用以外の場合は、引き続き、平成29年1月25日付け監第891号及び土技第524号「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱いについて（通知）」により取り扱うこととします。

記

1 適用対象工事

平成29年11月1日以降に契約締結を行う建設工事で、平成29年10月31日付け土技第453号「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について（通知）」（以下「土技第453号通知」という）による補正係数の適用対象工事

2 適用対象工事への対応

(1) 平成29年11月1日以降に入札手続きを開始する建設工事

平成29年10月31日までに施行伺いの決裁が完了していない建設工事については、「土技第453号通知」を適用して予定価格を積算するものとする。

(2) 平成29年11月1日時点において入札手続き中で契約締結前の建設工事

平成29年10月31日までに施行伺いの決裁が完了し、平成29年11月1日に入札契約手続き中の建設工事については、契約締結後、受注者に「土技第453号通知」の適用工事である旨を説明し、「最新積算基準への設計変更に係る特例措置について」（平成29年9月4日付け土技第340号）により設計変更を行うものとする。

(3) 適用期間

~~平成29年11月1日以降に契約締結する建設工事から適用し、平成30年3月31日までに入札締切日を設定する間とする。~~

平成30年3月30日付け監第1135号、土技第695号「平成30年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱いについて（通知）」により「平成29年11月1日から平成31年3月31日までに契約締結を行う建設工事に適用する。」に変更済み。今回「平成29年（2017年）11月1日から平成32年（2020年）3月31日までに契約締結を行う建設工事に適用する。」に変更する。

### 3 その他

入札参加者への周知は、入札公告のその他、指名競争入札通知書又は見積依頼通知書の備考等に次の（１）又は（２）のアを記載するものとする。

また、既に入札公告、指名競争入札通知書又は見積依頼通知書を発行している建設工事は、入札参加者に対して、落札決定前は入札情報公開サービスシステムの「お知らせ」に次の（２）のイ、落札決定後は契約締結時に（２）のウの「お知らせ文」を配布して周知するものとする。

#### （１）平成29年11月1日以降に入札手続きを開始する建設工事

（平成30年3月31日までに入札締切日を設定するまでの間記載のこと。）

本工事は、「平成28年度—熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年2月1日以降に契約締結を行う工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

また、土木工事標準積算基準書及び港湾請負工事積算基準により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。この場合、共通仮設費率については、施工地域を考慮した補正は行わない。

【共通仮設費率（率分）：1.4                      現場管理費率：1.1】

平成30年10月26日付け事務連絡「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱いの一部修正（入札公告等への記載内容の修正について）」により見え消し部削除済み。

#### （２）平成29年11月1日時点において入札手続き中で契約締結前の建設工事

ア 平成29年10月31日までに施行伺いの決裁が完了し、平成29年11月1日以降に入札契約を実施する建設工事の場合

○ 本工事は、「平成28年度 熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年2月1日以降に契約締結を行う工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

また、土木工事標準積算基準書及び港湾請負工事積算基準により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。この場合、共通仮設費率については、施工地域を考慮した補正は行わない。

【共通仮設費率（率分）：1.4                      現場管理費率：1.1】

○ 本工事はの予定価格には、「復興係数（共通仮設費1.4 現場管理費1.1）」の補正係数を適用していないため、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ「復興係数（共通仮設費1.1 現場管理費1.1）」を乗じて見積りを行い入札すること。なお、契約締結後に熊本県公共工事請負契約約款第53条の規定に基づく請負金額の変更の協議を請求できるものとする。

